

令和7年度 沖縄県産業廃棄物発生抑制・ リサイクル等推進事業費補助金募集要項

募集期間	令和7年2月21日（金）から令和7年3月28日（金）まで
問い合わせ先	沖縄県環境部環境整備課 産業廃棄物班 住所 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 TEL 098-866-2231 E-mail aa035009@pref.okinawa.lg.jp

- ※ 応募前に事前相談をして下さい。事前相談がない場合は受付できないことがあります。
- ※ 本公募は、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業です。県議会において当初予算案が否決された場合は、その後の選定および補助金の交付決定を行わないことがあります。
- ※ 応募する場合は、本募集要項に記載の留意点等を必ずご確認ください。
- ※ 応募に必要な様式は、沖縄県環境整備課ホームページからダウンロードしてください。
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kurashikankyo/gomirecycle/1004144/1026606.html>

「産業廃棄物発生抑制・リサイクル等推進事業費補助金」募集要項 目次

1	事業概要	P 1
	(1) 事業の目的	
	(2) 補助対象事業	
	(3) 補助対象者	
	(4) 補助率及び補助金額	
	(5) 補助対象経費	
	(6) 補助対象期間	
2	応募方法	P 3
	(1) 事前相談	
	(2) 応募書類	
	(3) 募集期間	
	(4) 応募書類の提出先および問い合わせ先	
3	選定方法	P 3
	(1) 事前調査	
	(2) 選定委員会による審査	
	(3) 選定基準	
	(4) 選考結果の通知	
4	補助金の交付決定および補助事業の実施について	P 4
	(1) 補助金の交付決定に当たっての条件の付与、取下げ	
	(2) 執行状況および実績報告	
	(3) 事業の変更、中止等	
	(4) 会計処理にかかる留意事項	
5	留意事項	P 6
	(1) 補助事業の終了期限	
	(2) 廃棄物の取扱い上の注意	
	(3) 現地調査への協力	
	(4) 補助事業の公表	
	(5) 補助事業終了後の報告	
6	スケジュール	P 7
	(資料) 提出書類一覧	P 8

1 事業概要

(1) 事業の目的

この補助制度は、産業廃棄物税を活用し、県内の事業者等が実施する産業廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを推進するための施設・設備の整備や研究開発に要する費用、離島における産業廃棄物の適正処理に資する施設設備の整備に要する費用を助成し、循環型社会の形成に資することを目的としております。

産業廃棄物税を原資に事業を行うことから、一般廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクル、処理を目的とする事業は対象外とします。

(2) 補助対象事業

①施設設備整備事業

産業廃棄物の発生抑制、再使用、又はリサイクルに資する施設・設備の整備で、先進性および県内（地域）への波及効果等を有する事業

②研究開発事業

産業廃棄物の発生抑制、再使用、又はリサイクルに資する研究開発で、実用性および即効性等を有する事業

③離島産廃適正処理推進事業

離島における産業廃棄物の適正処理に資する施設設備の整備を行う事業（(1)に該当するものを除く）

※「離島」とは、沖縄振興特別措置法（平成14年3月31日法律第14号）第3条第3号に規定する離島です。

- ※ 施設設備整備事業、研究開発事業では、産業廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を補助の対象としており、焼却処理等による減量化・減容化、単なる機械装置等の買い換えは対象外です。ただし、離島産廃適正処理推進事業では、こうした場合も対象になります。
- ※ 沖縄本島や沖縄県外で使用される施設設備は、離島の産業廃棄物を取り扱うものであっても離島産廃適正処理推進事業の対象外となります。

(3) 補助対象者

①施設設備整備事業

- ア 県内に事業所を有する事業者
- イ 県内事業者で構成される法人格を有する団体

②研究開発事業

- ア 県内に事業所を有する事業者
- イ 県内事業者で構成される法人格を有する団体
- ウ 県内の大学及び研究機関（県の機関を除く）

③離島産廃適正処理推進事業

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下、廃棄物処理法と記載します。）第14条第1項、同条第6項、第14条の4第1項、同条第6項又は第15条の4の3のいずれかの許可又は認定を受けており、かつ、県内に事業所を有する事業者

- ※ 不法投棄や不適正処理等を理由として行政処分や行政指導を受け、状況を改善していない者については、沖縄県産業廃棄物発生抑制・リサイクル等推進事業補助金交付要綱第4条第4項第2号により補助対象者としません。

(4) 補助率及び補助金額（1件当たり）

①補助率：事業費（補助対象経費）の 1/2 以内

（補助事業者が離島で補助事業を行う場合の補助率は 2/3 以内）

②補助金額：概ね 200 万円～1,000 万円（予算の範囲内）

※千円未満は切り捨てます。

※事業費（補助対象経費）に補助率を乗じた金額が 1,000 万円を上回る場合であっても、補助金額は 1,000 万円が上限です。

※補助額は、予算の状況又は申請件数などの状況により、限度額（上限額）よりも下回る場合があります。

(5) 補助対象経費

事業	経費区分	内 容
施設設備整備事業	直接工事費	施設設備の設置に必要な直接経費
	間接工事費	運搬費、準備費、仮設費等の経費
	付帯工事費	施設設備の付帯工事のうち、敷地外周の門、囲障等の整備及びその他の工事に必要な最小限度の工事に要する経費
	調査費	工事の施工に直接必要な調査測量、試験及び設計等に要する経費
	機械器具費	機械装置、工具器具の製造、購入等に要する経費
	その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費
研究開発事業	原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費
	構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
	機械装置・工具器具費	機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
	外注委託費	研究開発に必要な機械装置の設計、加工、部品の作成・組立、試料の製造・分析等の外注経費
	技術指導受入費	技術指導の受入れに要する経費
	その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費
離島産廃適正処理推進事業	直接工事費	施設設備の設置に必要な直接経費
	間接工事費	運搬費、準備費、仮設費等の経費
	付帯工事費	施設設備の付帯工事のうち、敷地外周の門、囲障等の整備及びその他の工事に必要な最小限度の工事に要する経費
	調査費	工事の施工に直接必要な調査測量、試験及び設計等に要する経費
	機械器具費	機械装置、工具器具の製造、購入等に要する経費
	その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費

※ 光熱水費や人件費は、原則として補助対象になりません。

※ 中古品の購入費用、銀行等への振込手数料、消費税及び地方消費税は、原則として補助対象になりません。

(6) 補助対象期間

交付決定日～令和 8 年 3 月中旬

※事業の着手は、交付決定日以降となります。

※当該事業は、令和 7 度内に完了していただく必要があります。

2 応募方法

(1) 事前相談

事前相談期間：令和 7 年 2 月 21 日（金）～令和 7 年 3 月 19 日（水）

※応募者は、応募書類提出前に事前相談をしてください。事前相談がない場合は、受付できないことがあります。

※相談を希望される場合は、メールまたは電話にてお問い合わせください。

(2) 募集期間

募集期間：令和 7 年 2 月 21 日（金）～令和 7 年 3 月 28 日（金）

(3) 応募書類

本要項 8 ページ以降に掲載している「提出書類一覧」に記載された書類一式を提出してください。

- ・提出部数：正本 1 部、副本 2 部（A 4 サイズ、片面カラー印刷、副本は写し可）
- ・編綴方法：「提出書類一覧」に記載された順に並べてファイリングし、インデックス等に書類 No. を記載する等、各書類が容易に確認できるようにしてください。

※応募事業によって提出書類が異なります。応募事業の「提出書類一覧」をご確認ください。

※各様式は、沖縄県環境整備課のホームページからダウンロードしてください。

※提出された書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(4) 応募書類の提出先および問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 - 2 - 2

沖縄県環境部環境整備課（県庁 4 階北側） TEL：098-866-2231

※持参又は郵送により提出してください。

※持参の場合は、令和 7 年 3 月 28 日（金）17 時までに環境整備課へ提出してください。

郵送の場合は、当日消印有効とします。

3 選定方法

(1) 事前調査

計画書受理後、応募者に対して事前調査を行います。

(2) 選定委員会による審査

(1) の事前調査の結果、補助金交付要綱等の要件を満たしていると判断した場合には、有識者で構成される選定委員会において、計画内容等を説明していただきます。

(3) 選定基準

○全事業共通

- ・期間内で補助事業を完了させる見込みがあること。
- ・事業を安定かつ継続して実施できる組織体制となっていること。

①施設設備整備事業

- ・産業廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用等の効果が期待できること。
- ・県内（地域）への波及効果が期待できること。
- ・施設設備に先進性があること。
- ・取り扱う産業廃棄物を安定的に収集し、かつ、再生品等の有効な活用方法や販売方法等の見通しがあること。

②研究開発事業

- ・産業廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用等の効果が期待できること。
- ・県内（地域）への波及効果が期待できること。
- ・補助事業完了後の速やかな実用化を期待できること。
（想定される市場規模、商品化、生産・販売ルート等の見通しなど）

③離島産廃適正処理推進事業

- ・離島地域の抱える課題を踏まえた事業計画となっていること。
- ・地域の課題解決への効果が期待できること。
- ・取り扱う産業廃棄物を安定的に収集し、適切に処理できる事業計画となっていること。

（４）選考結果の通知

選定委員会による審査後、後日、県から選定結果をお知らせします。

交付内定者へは、補助金交付申請書の提出についても併せてお知らせします。

なお、選定委員会からの提言等を踏まえ、事業計画の一部見直し等、条件が付されることがあります。

４ 補助金の交付決定および補助事業の実施について

（１）補助金の交付決定に当たっての条件の付与、取下げ

補助金の交付に当たっては、申請いただいた事業内容及び補助額に対し、必要に応じて、修正を指示する場合があります。

また、沖縄県補助金等の交付に関する規則第５条の規定のほか、以下の条件を付します。

- ①製品の安全性を確保すること。
- ②研究開発にあつては、研究を行う場所を管轄する市町村等を実施する研究内容について報告すること。万が一、生活環境保全上支障があった場合、またはそのおそれがある場合は、速やかに必要な対策を取り、知事及び市町村等に報告すること。（生活環境保全上支障がないと判断される場合は除く。）
- ③施設設備整備事業、離島産廃適正処理推進事業にあつては、申請書に記載した事業を、補助事業終了後５年間は継続すること。
- ④研究開発にあつては、補助事業終了後、事業化に取り組むとともに、申請書に記載した事業化の内容に変更がある場合には、事前に知事の承認を受けること。
- ⑤補助事業について、県内企業の見学者を受け入れること。
- ⑥この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けないこと。

なお、交付の内容に不服があるときは、交付決定通知受理後１０日以内に、補助金の交付の申請を取り下げることができます。

（２）執行状況および実績報告

令和７年１１月中旬頃に事業の遂行状況、補助事業完了後に事業実績を報告していただきます。

※事業内容の証拠書類となるため、施設設備の整備記録又は研究開発記録を作成して下さい。

必要事項（日付、担当者名、従事期間、内容及び責任者の署名・印等）が記載されていれば、様式は問いません。また、設計図やデータ類等についても整理し、保管して下さい。

(3) 事業の変更、中止等

補助金の交付決定後、次のような場合には、承認又は報告が必要となります。

- ①補助事業の内容又は経費を変更する場合（知事の承認が必要）
- ②補助事業を中止し又は廃止する場合（知事の承認が必要）
- ③補助事業が予定期間内に完了しない等の場合（知事に報告）

(4) 会計処理にかかる留意事項

①帳簿等の記録、管理、保存

補助事業の経費を明確にするため、補助事業専用の帳簿（補助簿）や預金通帳を用意するなど、一般の経理と分離して処理を行うとともに、事実を明確にした証拠書類を整理して、補助金の収支の流れが第三者に確認できるようにして下さい。

帳簿等は、補助事業終了後も5年間は保存して下さい。（証拠書類によって補助対象経費が確認できない場合は、補助対象と認定できませんので御注意ください。）

②補助対象物件等の検収・表示

補助対象物件等の納入期日を確実に把握するため、適切な検収を行い、検収年月日を明確にしてください。（検収日をもって補助対象物件等の取得日とします。）

③補助対象物件の取得

ア 証拠書類

一件の支払ごとに証拠書類として、見積書、契約書（請書）、発注書、納品書、請求書及び領収書等をまとめて整理して下さい。なお、経費の補助対象期間は、交付決定の日から補助事業完了の日までとなります。証拠書類についても同様です。

イ 契約方法

（ア）一件の発注ごとに、次の区分により、見積を徴するか、入札を行って下さい。

- ・支払予定額が3万円未満の場合 → 見積書省略可
- ・支払予定額が3万円以上10万円未満の場合 → 見積書：1社
- ・支払予定額が10万円以上の場合 → 見積書（入札）：2社以上

※見積書については、明細を明らかにしたものを徴してください。

（イ）見積又は入札により契約する企業を決定した場合は、次の区分により、速やかに書面による契約を締結して下さい。

- ・契約額が20万円未満の場合 → 契約書省略可
- ・契約額が20万円以上100万円未満の場合 → 請書又は契約書
- ・契約額が100万円以上の場合 → 契約書

※10万円以上の支払において、上記に反して特定の相手方と随意契約を行う場合は、選定理由書を作成して下さい。

※請書、契約書には仕様書等を添付し、詳しい内容が分かるようにして下さい。

ウ 支払方法

原則として銀行振替によるものとし、補助事業以外の事業と混合しての支払い、相殺しての支払い、回し手形での支払いは行わないで下さい。

やむを得ず、現金払いをする場合は、現金出納簿を作成するとともに、できるだけ支払当日に出金して現金を手元に置かないようにして下さい。

エ 支払期日

補助事業は当該年度内で終了するものとし、これに関する支払は必ず補助事業完了の日までに行ってください。

④取得財産の管理、処分

ア 補助事業により取得した構築物、機械等の財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意を持って管理し、補助金交付の目的に沿った効果的な運用に努めて下さい。

イ 取得した財産等については、管理台帳を備え、管理して下さい。なお、原材料費等の消耗品については、受付簿等で整理しておいて下さい。

ウ 税法で定める減価償却期間が経過する以前に財産を処分（販売、処分、目的外使用）する場合、事前に知事の承認を受けて下さい。なお、承認を得て財産を処分したことにより収入を得た場合は、その収入の全部又は一部を県に納付していただくことがあります。

エ 補助対象物件の視認性が高い箇所に「令和7年度 産業廃棄物発生抑制・リサイクル等推進事業費補助金」と表示して下さい。

5 留意事項

（１）補助事業の終了期限

補助事業が令和7年度内に終了しない場合、原則、補助金をお支払いできません。このため、廃棄物処理法、その他法令、条例等の手続き及び工事に要する期間を勘案し、事業が令和7年度内に完了する見込みがあるか、事前に十分検討の上ご応募ください。

（２）廃棄物の取扱い上の注意

廃棄物の取扱いについては、廃棄物処理法等に違反することのないよう、環境整備課又は管轄保健所等に事前に相談し、事業計画を策定してください。なお、補助金の交付決定を行った場合であっても、廃棄物処理法等に基づく許可等をお約束するものではありません。

（３）調査への協力

応募事業者及び採択事業者に対しては、事業の計画内容・執行状況や事業者の経営状況等について、必要書類を提出していただき、現地調査を行います。

（４）補助事業の公表

補助事業として採択された場合、事業名、事業概要、事業者名、補助金額等を沖縄県ホームページ等で公表します。

（５）補助事業終了後の報告

補助事業終了後、事業目的に沿った事業活動を継続的に実施していただくため、補助事業終了後から5年間は、当該事業の経過等について報告していただきます。

6 スケジュール

募集開始から、補助金の振込等までのスケジュール（予定）は次のとおりです。

時 期	主 体	内 容
令和 7 年 2 月 21 日（金）から 令和 7 年 3 月 28 日（金）まで	事業者→県	事業の募集 （事業計画書等の提出）
令和 7 年 4 月上旬～5 月下旬	県	（事業等の事前調査）
令和 7 年 6 月上旬	県	選定委員会の開催
令和 7 年 6 月中旬	県→事業者	補助対象事業の内定
令和 7 年 6 月下旬	事業者→県	補助金の交付申請
令和 7 年 7 月中旬	県→事業者	補助金の交付決定（決定書送付）
令和 7 年 7 月下旬～令和 8 年 3 月中旬	事業者	事業の実施
令和 7 年 11 月中旬	事業者→県	補助事業遂行状況報告書の提出
補助事業の完了日から 25 日を経過した日又 は翌会計年度の 4 月 10 日のいずれか早い日	事業者→県	補助事業実績報告書の提出
	県	（実績の確認）
令和 8 年 4 月	県→事業者	補助金額の確定（確定書送付）
令和 8 年 4 月	事業者→県	補助金の請求
令和 8 年 5 月	県→事業者	補助金の振込
毎会計年度終了の日から 30 日以内	事業者→県	事業経過報告書の提出（毎年度）

【提出書類一覧】産業廃棄物排出抑制・リサイクル等推進事業費補助金

事業名：施設設備整備事業

資料No.	提出書類（◆は必要な場合に提出する書類）	チェック欄
1	事業計画書の提出について	
2	事業計画書（様式第1号別紙1-1）	
3	事業費明細書（様式第1号別紙2-1）	
4	【法人の場合】経営状況表（様式第1号別紙3） 【個人の場合】資産に関する調書（様式第1号別紙4）	
5	【法人の場合】定款又は寄附行為の写し 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※提出日から3か月以内に発行されたもの。 【個人の場合】住民票の写し	
6	【法人の場合】直近3年間の貸借対照表及び損益計算書等 （勘定科目内訳明細書、減価償却明細書、固定資産台帳を含む。） 【個人の場合】直近3年間の青色申告書の写し	
7	沖縄県税全税目に滞納がないことを証明する納税証明書※提出日から3か月以内に発行されたもの。	
8	添付資料<写し>	
8-①	補助事業の実施予定場所を示した位置図、付近見取図	
8-②	補助事業の実施予定場所敷地内の建物や施設の配置図 （補助事業で整備予定の施設設備・機械装置等（以下「施設設備等」という）の設置場所も表示）	
8-③	施設設備等の処理能力、処理方法などに関する書類（仕様書、カタログ等）	
8-④	施設設備等の構造図・平面図・立面図・断面図・処理工程フロー図	
8-⑤	補助対象経費の算出根拠となる参考見積書 ※原則として、発注予定1件ごとに支払見込額が3万円以上10万円未満の場合は1者、 <u>10万円以上</u> の場合は <u>2者以上</u> から徴収した参考見積書を添付してください。 ※参考見積書の徴収先を1者に限定する場合は、理由書（理由の根拠となる資料等も含む）も添付してください。	
8-⑥	補助事業の実施予定場所の所有権・使用権原を証する書類 （不動産登記事項証明書、自社所有でなければ賃貸借契約書等）	
8-⑦	◆環境保全装置の構造・配置図	
8-⑧	◆環境調査等モニタリング計画（調査項目、調査方法、調査時期・回数、調査場所（地点図）、環境目標及び調査項目・方法等の選定理由）	
8-⑨	使用する廃棄物の入手計画、入手先との契約内容に関する資料（搬入量/日、搬入方法を含む）	
8-⑩	製造する製品の販売計画、安全性を証明する検査結果	
8-⑪	補助事業に伴い生ずる廃棄物の処理先との契約内容に関する資料	
8-⑫	会社案内（パンフレット等）	
8-⑬	その他県知事が必要とする書類	

【提出部数】 正本1部、副本2部（A4サイズ、片面カラー印刷、副本は写し可）

【綴綴方法】 書類No.順に並べてファイリングし、インデックス等で書類No.を記載

- ・各様式は、沖縄県環境整備課のホームページからダウンロードしてください。
- ・提出された書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・必要に応じて、他にも追加資料を求める場合があります。

【提出書類一覧】産業廃棄物排出抑制・リサイクル等推進事業費補助金

事業名：研究開発事業

資料No.	提出書類（◆は必要な場合に提出する書類）	チェック欄
1	事業計画書の提出について	
2	事業計画書（様式第1号別紙1-2）	
3	事業費明細書（様式第1号別紙2-2）	
4	【法人の場合】経営状況表（様式第1号別紙3） 【個人の場合】資産に関する調書（様式第1号別紙4）	
5	【法人の場合】定款又は寄附行為の写し 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※提出日から3か月以内に発行されたもの。 【個人の場合】住民票の写し	
6	【法人の場合】直近3年間の貸借対照表及び損益計算書等 （勘定科目内訳明細書、減価償却明細書、固定資産台帳を含む。） 【個人の場合】直近3年間の青色申告書の写し	
7	沖縄県税全税目に滞納がないことを証明する納税証明書※提出日から3か月以内に発行されたもの。	
8	添付資料<写し>	
8-①	補助事業の実施予定場所を示した位置図、付近見取図	
8-②	補助事業の実施予定場所敷地内の建物や施設の配置図（補助事業で整備予定の施設設備等の設置場所も表示）	
8-③	施設設備等の処理能力、処理方法などに関する書類（仕様書、カタログ等）	
8-④	施設設備等の構造図・平面図・立面図・断面図・処理工程フロー図	
8-⑤	補助対象経費の算出根拠となる参考見積書 ※原則として、発注予定1件ごとに支払見込額が3万円以上10万円未満の場合は1者、10万円以上の場合は 2者以上 から徴収した参考見積書を添付してください。 ※参考見積書の徴収先を1者に限定する場合は、理由書（理由の根拠となる資料等も含む）も添付してください。	
8-⑥	補助事業実施予定場所の所有権・使用权原を証する書類 （不動産登記事項証明書、自社所有でなければ賃貸借契約書等）	
8-⑦	◆環境保全装置の構造・配置図	
8-⑧	◆環境調査等モニタリング計画（調査項目、調査方法、調査時期・回数、調査場所（地点図）、環境目標及び調査項目・方法等の選定理由）	
8-⑨	使用する廃棄物の入手計画、入手先との契約内容に関する資料（搬入量/日、搬入方法を含む）	
8-⑩	◆製造する製品の販売計画、安全性を証明する検査結果	
8-⑪	補助事業に伴い生ずる廃棄物の処理先との契約内容に関する資料	
8-⑫	◆試験研究を行う施設・機関の承諾書、研究協定書	
8-⑬	◆補助事業の実施予定場所を管轄する自治体及び周辺住民等からの同意書等	
8-⑭	会社案内（パンフレット等）	
8-⑮	その他県知事が必要とする書類	

【提出部数】 正本1部、副本2部（A4サイズ、片面カラー印刷、副本は写し可）

【編綴方法】 書類No.順に並べてファイリングし、インデックス等で書類No.を記載

- ・各様式は、沖縄県環境整備課のホームページからダウンロードしてください。
- ・提出された書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・必要に応じて、他にも追加資料を求める場合があります。

【提出書類一覧】産業廃棄物排出抑制・リサイクル等推進事業費補助金

事業名：離島産廃適正理推進事業

資料No.	提出書類（◆は必要な場合に提出する書類）	チェック欄
1	事業計画書の提出について	
2	事業計画書（様式第1号別紙1-3）	
3	事業費明細書（様式第1号別紙2-3）	
4	【法人の場合】経営状況表（様式第1号別紙3） 【個人の場合】資産に関する調書（様式第1号別紙4）	
5	【法人の場合】定款又は寄附行為の写し 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※提出日から3か月以内に発行されたもの。 【個人の場合】住民票の写し	
6	【法人の場合】直近3年間の貸借対照表及び損益計算書等 （勘定科目内訳明細書、減価償却明細書、固定資産台帳を含む。） 【個人の場合】直近3年間の青色申告書の写し	
7	沖縄県税全税目に滞納がないことを証明する納税証明書※提出日から3か月以内に発行されたもの。	
8	添付資料<写し>	
8-①	補助事業の実施予定場所を示した位置図、付近見取図	
8-②	補助事業の実施予定場所敷地内の建物や施設の配置図（補助事業で整備予定の施設設備等の設置場所も表示）	
8-③	施設設備等の処理能力、処理方法などに関する書類（仕様書、カタログ等）	
8-④	施設設備等の構造図・平面図・立面図・断面図・処理工程フロー図	
8-⑤	補助対象経費の算出根拠となる参考見積書 ※原則として、発注予定1件ごとに支払見込額が3万円以上10万円未満の場合は1者、10万円以上の場合は2者以上から徴収した参考見積書を添付してください。 ※参考見積書の徴収先を1者に限定する場合は、理由書（理由の根拠となる資料等も含む）も添付してください。	
8-⑥	補助事業実施予定場所の所有権・使用权原を証する書類 （不動産登記事項証明書、自社所有でなければ賃貸借契約書等）	
8-⑦	◆環境保全装置の構造・配置図	
8-⑧	◆環境調査等モニタリング計画（調査項目、調査方法、調査時期・回数、調査場所（地点図）、環境目標及び調査項目・方法等の選定理由）	
8-⑨	処理する廃棄物の入手計画、入手先との契約内容に関する資料（搬入量/日、搬入方法を含む）	
8-⑩	補助事業に伴い生ずる廃棄物の処理先との契約内容に関する資料	
8-⑪	会社案内（パンフレット等）	
8-⑫	その他県知事が必要とする書類	

【提出部数】 正本1部、副本2部（A4サイズ、片面カラー印刷、副本は写し可）

【綴り方法】 書類No.順に並べてファイリングし、インデックス等で書類No.を記載

- ・各様式は、沖縄県環境整備課のホームページからダウンロードしてください。
- ・提出された書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・必要に応じて、他にも追加資料を求める場合があります。